

土浦市議会基本条例 素案

目次

前文

第1章 総則

第1条 (目的)

第2条 (最高規範性)

第3条 (定義)

第2章 議会の活動原則

第4条 (議会の活動原則)

第5条 (定例会の回数と会期等)

第6条 (委員会)

第7条 (危機管理)

第3章 議員の活動原則

第8条 (議員の活動原則)

第9条 (会派)

第10条 (議員の政治倫理)

第4章 市民と議会の関係

第11条 (市民参加)

第12条 (会議等の公開)

第13条 (議会報告会)

第5章 議会と市長等の関係

第14条 (市長等との関係)

第15条 (議員の文書による質問等)

第16条 (市長による政策等の形成過程の説明)

第6章 議会機能の充実強化

第17条 (議員相互の自由討議による合意形成)

第18条 (議決事件の追加)

第19条 (政策討論会)

第20条 (議員研修)

第7章 議会事務局等

第21条 (議会事務局の体制整備)

第22条 (議会図書室)

第8章 議員の身分及び待遇

第23条 (議員の身分及び待遇)

第24条 (議員定数)

第25条 (議員報酬等)

第9章 見直し手続

第26条 (見直し手続)

附則

地方分権一括法の施行により、国と地方公共団体は対等・協力の新しい関係に転換し、これまで議会の監視が及ばなかった機関委任事務が廃止され大幅な権限移譲が行われた。これにより、議会の権限と責務が飛躍的に高まるなど、本格的な地域主権時代を迎え、地方議会を取り巻く環境に大きな変化が生じている。

土浦市議会（以下「議会」という。）は土浦市民から選挙で選ばれた議員により構成され、日本国憲法に定める二元代表制の一翼を担う存在として、市長と相互けん制・抑制と均衡によって緊張関係を保ち続けなければならない。また、議会は市長と対等の機関として、その執行を監視し、評価する機能を果たすことはもとより、市政運営の基本的な方針を議決する意思決定機関としての役割を担っている。

議会は公正性、透明性及び信頼性を確保し、親しみやすい議会運営を行うことで開かれた議会づくりに努めるとともに、日頃の市民生活の中にある新たな行政課題を的確に把握し、自由闊達な討議により積極的な政策立案・政策提言に努め、もって地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。

よって、議会の担うべき役割や責務を果たすとともに、市民の負託に応えるため不断の改革を続けることを決意し、ここに議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、新しい地方自治の時代において、二元代表制の下、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、意思決定機関である議会がその機能を発揮するとともに、市民に開かれた議会を目指し、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

《逐条解説》

地方自治体は、市民が市長と議員をそれぞれ選挙で選ぶ二元代表制をとっています。議会は、市民が選んだ2つの代表のうち的一方として、もう一方の代表である市長と、互いにけん制しながら、責任をしっかりと果たします。

地域主権時代を迎え、地方自治体の権限と責任が増えてきている中で、市長が提案した重要事項を最終的に決定する「意思決定機関」である議会に関する基本的なことを定め、それに基づき活動すること、また市民に親しみやすい議会運営をすることで、市民生活の向上と市政の発展を目指します。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定又は改廃してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例とその運用等について研修を行わなければならない。

《逐条解説》

第1項 この条例を土浦市議会の最も基本的な取り決めとし、議会に関する条例、規則等を制定、改正及び廃止する場合は、この条例の趣旨を損なうことのないようにします。

第2項 議員は条例の理念を十分に理解する必要があることから、改選期ごとの研

修会の実施を義務付けます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住，在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (3) 委員会 土浦市議会委員会条例に定める常任委員会，議会運営委員会及び特別委員会をいう。

《逐条解説》

この条例に規定されている用語の意味を解説しています。

第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会は、市政における意思決定機関であることから、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めること。
- (2) 市民の多様な意見を市政に反映させるため、市民の意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。
- (3) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的に情報を提供するとともに、説明責任を果たすこと。
- (4) 市民に分かりやすい議会運営に努めること。
- (5) 市民の傍聴，視聴の意欲を高める議会運営に努めること。
- (6) 市長等の市政運営状況を監視し、評価する機能を果たすこと。
- (7) 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めること。
- (8) 議会運営に関わる条例，規則，申合せ事項は不断に見直しを行うこと。

《逐条解説》

合議体である議会の活動原則を明確にしたものです。

第1号 議会は、市政の重要事項の最終決定を行う機関であることから、常に公正な議会運営と、市民に親しみやすい議会運営を心掛けること。

第2号 多様化している市民ニーズの把握に努め、よく議論し、それらの意見を議会独自の政策として立案することや提案することにつなげること。

第3号 市政の重要事項の議決責任を重く受け止め、議会報告会等において市民に対して議決した内容や意思決定過程等について誠実に説明すること。

第4号 質問等の論点を明確にし、市民に分かりやすいものとなるような運営に努めること。

第5号 必要に応じ議案等に関する資料の提供等を行い、市民の傍聴意欲を高める積極的な議会運営に努めること。

第6号 市長等が行政執行を適切に行っているかを監視し、その成果等について評価することが議会の役割の一つであることから、これを責任をもって果たすこと。

第7号 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員同士の議論を尽くして、議会として、判断し、意思決定していくこと。

第8号 議会運営に関する条例、規則、申合せ事項については、議会を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行うこと。

(定例会の回数と会期等)

第5条 地方自治法第102条第2項の規定による議会の定例会の回数は、年4回とする。

2 議会の会期及び運営等については、会議規則の定めるところによる。

《逐条解説》

第1項 土浦市議会の定例会の回数は1月から12月までの1年間に4回とします。

第2項 議会の会期や運営等の詳細については、土浦市議会会議規則に定めます。

(委員会)

第6条 委員会は、多様な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、機動的に開催するとともに、委員会の専門性と特性を活かし、その機能を十分発揮するよう運営しなければならない。

2 委員会の審査に当たっては、委員間討議を重視し、資料等を積極的に提供しながら、市民に対して分かりやすい議論に努めなければならない。

3 委員会は、市民からの要請に対し、審査の経過等を説明するとともに、必要に応じて意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。

4 委員長報告は、委員長及び副委員長が責任を持って取りまとめ、委員長は、委員長報告の質疑に対して責任を持って答弁を行うものとする。

5 委員会の設置等について必要な事項は、別に条例で定める。

《逐条解説》

第1項 重要な行政課題に対し常任委員会、特別委員会の持つ専門性などを生かし、適切かつ迅速に対応することを規定しています。

第2項 審査する資料等を積極的に提供し、委員間において多様な意見を出し合う自由討議を中心に分かりやすい運営に努めます。

第3項 市民から要請があれば、委員会での審査経過等を説明し、必要に応じて意見交換会等を開催するよう努めます。

第4項 委員会での審査結果と審査経過については、委員長と副委員長がとりまとめ、委員長報告に対する質疑があった際には委員長が責任をもって答弁を行います。

第5項 委員会の設置及び運営等に関する詳細については、土浦市議会委員会条例に定めます。

(危機管理)

第7条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穩を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。

2 議会は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、次のとおり対応するものとする。

(1) 議長は、議員による協議又は調整を行うための協議会等を開催することができる。

(2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ市長等に対し、提言及び提案を行うものとする。

《逐条解説》

第1項 東日本大震災により、本市においても多くの一般家屋が被害を受けるとともに、水道設備等のインフラが被災し市民の日常生活において大きな支障となりました。また、近年突発的に発生している竜巻による被害も受けたことから、議会はこれらの経験を踏まえ、災害等の不測の事態から市民を守るため危機管理体制の整備に努めるものとします。

第2項 不測の事態が発生したときは、被害状況と市民の要望等を迅速に調査し、必要に応じて市長等に提案等をしていきます。

第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第8条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究活動を通じて市民福祉の向上に貢献すること。

(3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民の代表として、ふさわしい活動をする事。

(4) 議員は、特定の地域、団体及び個人の事案解決だけでなく、市民全体の代表として、その福祉の向上を目指して活動しなければならない。

(5) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

《逐条解説》

議員の活動原則を明確にしたものです。

第1号 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員同士の議論を尽くして、議会として、判断し、意思決定して行くこと。

第2号 政策を立案し提言することを議員の重要な役割と考え、積極的に調査・研究すること。

第3号 市政における課題全般について多様な住民の意見を把握するとともに、議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をする事。

第4号 議員は、特定の地域・団体・個人の個別事案だけでなく、市民全体の福祉

の向上を目指して活動すること。

第5号 市民に市政の課題や実情について正確に理解してもらうことも必要であることから、その説明に努めること。

(会派)

第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、主として政策に関して同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案及び政策提言を行うための調査研究等を積極的に行うよう努めなければならない。

4 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。

《逐条解説》

第1項 議員は、会派を結成することができます。

第2項 会派は、主として基本的な理念や政策の考え方を同じくする議員で構成するものであり、議会運営の中心的な役割を果たす集団となります。

第3項 会派は、政策立案・政策提言を行うために、市政課題に関する情報収集、調査・研究を共同で行い、会派として研修、勉強会、現地調査等を実施することで、より効果的な議員活動を行います。

第4項 合議体である議会で、自分たちの政策等を実現していくためには、多くの議員の賛同を得なければなりません。このため、議会で政策目標が一致するよう会派同士が協議し、政策形成や議会運営をしていきます。

(議員の政治倫理)

第10条 議員は、市民全体の代表者として、その信託にこたえるため、高い倫理性が求められていることを常に自覚し、品位をもって行動しなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

《逐条解説》

第1項 議員は、選挙により市民の負託を受けた代表として、一般の職業よりも高い倫理を守るべき義務があることを常に自覚するとともに、公務中・公務外にかかわらず議員としてふさわしい品格と地位を保持するよう努めなければならない。

第2項 議員の政治倫理に関する詳細については、土浦市議会議員の政治倫理に関する条例に定めます。